

公認指導者資格の更新制度について

全柔連公認指導者資格は更新制度を通じて指導者が常に学び続ける機会を提供することに特徴があります。A、B、C 指導員資格の保有者は任期が切れる前に指定条件を満たすことで資格を更新できます。

更新方法は資格取得時期と更新回数によって 2 通りのシステムが用意されています。

H25 年度認定者（移行措置で取得した人）

H26 年度認定者（H25 年度 C 養成講習を受講した人）

（H26 年中に案内済）

	A 指導員	B 指導員	C 指導員
認定方法と時期	移行措置をへて H25 年度に認定		C 指導員養成講習会の受講により H26 年度に認定
初回更新期限 (初回有効期間)	H28 年度末 (4 年間)	H27 年度末 (2 年間)	H27 年度末 (2 年間)
初回更新方法	更新講習会を期限内に 1 回受講すること ・ 更新講習会は各都道府県が定め、全柔連に報告したもので複数開催する場合があります ⇒ H26 年度以降の C 指導員養成講習会（4 時間以上受講すること） ⇒ 都道府県連盟（協会）が定める「柔道指導法」を含む 4 時間以上の講習／研修会 ⇒ H25-26 年度に都道府県連盟（協会）から告知された更新講習会 ⇒ いわゆる審判講習会や形講習会は対象外（講習の一部として含むのは可） ⇒ 講習料は都道府県連盟（協会）が定める		
2 回目以降の更新方法と有効期間について	「H27 年度以降の認定者」と同じ方法になります C 指導員の任期は新制度が適用され有効期間が 4 年間になります		

H27 年度以降の認定者（H26 年度以降に養成講習を受講した人）
H27 年度以前の認定者の 2 回目以降の更新

		A 指導員	B 指導員	C 指導員	準指導員
有効期間		4 年間*			2 年間*
更新ポイント		10 ポイント		6 ポイント	2 ポイント
更新講習会	指導員養成講習会	A	○	×	×
		B	○	○	×
		C	○	○	○
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ×印の養成講習会では更新ポイント取得不可 ・ 検定試験や課題レポートは不要(講義のみ) 			
更新講習会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者を対象にした講習／研修／講演等で全柔連、地区、都道府県連盟（協会）が指定したものを「更新講習会」とする <ol style="list-style-type: none"> 1). 上記の指導員養成講習会以外の更新講習会は全指導者資格共通 2). 他団体による指導者講習会（例：教育委員会、講道館等）で受講状況の管理ができるものは指定可能 3). 柔道を直接扱っていなくても指導力向上に有益なスポーツ科学や指導倫理に関する講習は広く指定可能（例：スポーツ選手の栄養講座、救急救命法等） 4). 1 回の講義（実技／指導実習／講演等を含む）は 60 分以上 			
更新方法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新講習会への参加により「更新ポイント」を獲得し、有効期間中にその合計が指定のポイント数に達することが更新条件となる ・ <u>講義 1 回(60 分以上)=1 ポイント</u> <ol style="list-style-type: none"> 1). 例：更新講習会で講義（60 分）と実技（120 分）を受講した場合、それぞれ 1 ポイントずつを付与 2). いわゆる審判講習会と形講習会は、時間数に関係なく 1 講習会 1 ポイントとし、1 有効期間中にそれぞれ 1 ポイントのみ付与（例えば審判講習会を有効期間中何回受講しても 1 ポイント） 3). 更新講習会の 1 講義として審判法や形が含まれる場合は 2) の対象外 4). 更新講習会の講師は担当講義数×3 ポイントを付与 ・ 更新講習会の受講記録については受講生と連盟／協会双方で管理すること（更新記録カード等を利用） 			
講習費用		講習料は主催する連盟／協会が決定			

*年度途中で認定を受けた場合は、認定日からその年度末までの期間が有効期間に追加されます。